



資料1 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に対する意見 提出手続(パブリックコメント)に寄せられた意見と市の考え方

- 意見の提出期間：
令和2年（2020年）12月21日（月）～令和3年（2021年）1月26日（火）（約1か月）
- 意見提出者数：3個人，1団体
- 意見の内容：次表のとおり

	意見の内容	意見数
1	【施設整備】 概要 ：認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備について，経営の安定化生産性の向上が見込まれることから，既存施設の増床が大変有効である。サテライト事業所が創設された場合においても，既存施設の増床又はサテライト事業所の設置と選択肢を持って整備してほしいです。	1
2	【その他】 概要 ：負担割合証の送付先について，ケアマネジャーや事業所宛に送られてくると紛失も防げ，効率がいいのですが難しい処理になりますか。	1
3	【その他】 概要 ：計画に記載している内容に同意する旨の記載	2
合 計		4

- 計画への反映：提出のあった意見による計画書の変更は行いませんが，今後の施設整備等計画推進の際の参考とします。

資料2 旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

○委員名簿(※五十音順:敬称略)

	氏名	所属団体
会長	山下 裕久	旭川市医師会 会長
委員	秋本 信子	公益社団法人 北海道看護協会上川南支部
	板橋 雅之	旭川市社会福祉協議会 事務局長
	加藤 敏明	旭川地区退職者連合 事務局長
	杉野 勝美	旭川市老人福祉施設協議会 会長
	多田 シズ子	市民公募
	千野 博雅	旭川市居宅介護支援事業所等連絡協議会 会長
	中川 初恵	旭川大学 准教授
	中村 幸彦	旭川市市民委員会連絡協議会 副会長【臨時委員】
	猫山 房良	旭川市民生委員児童委員連絡協議会 副会長【臨時委員】
	藤井 智子	旭川医科大学 教授
	峯村 伸哉	市民公募
	吉澤 稔	旭川市老人クラブ連合会 会長

○第8期計画策定に係る旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の審議状況

	開催年月日	審議内容
1	令和2年6月26日 ～8月3日 (書面開催)	・第7期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画進捗状況報告 ・第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について
2	令和2年8月27日	・第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
3	令和2年9月25日	・第7期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の総括について ・第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案及び施策体系について
4	令和2年10月29日	・第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における施設整備について
5	令和2年11月27日 ～令和3年1月5日 (書面開催)	・第7期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価報告書について ・第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
6	令和3年2月2日 ～2月22日 (書面開催)	・第8期旭川市保健福祉計画・介護保険事業計画素案に係るパブリックコメントの結果について

資料3 旭川市地域包括ケアシステム庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域包括ケアシステム(本市の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。)の深化・推進のため、旭川市地域包括ケアシステム庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に係る総合調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保険制度担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員は、会議に出席することができないときは、当該委員の指名する職員を代理として出席させることができる。
- 3 委員長は、前条第1項に定めるもののほか、必要と認める者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第5条 委員長は、やむを得ない理由があるときは、会議の招集に代えて、書面により会議行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保険部長寿社会課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月22日から施行する。
(旭川市高齢者保健福祉計画等庁内推進委員会設置要綱の廃止)
- 2 旭川市高齢者保健福祉計画等庁内推進委員会設置要綱(平成14年2月19日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱の一部を改訂し、令和2年2月17日から施行する。

附 則

この要綱の一部を改訂し、令和2年9月25日から施行する。

別表

総合政策部	政策調整課長， 財政課長
地域振興部	地域振興課長， 都市計画課長
総務部	総務課長， 行政改革課長， 公共施設マネジメント課長
防災安全部	防災課長， 交通防犯課長
税務部	税制課長
市民生活部	市民生活課長， 市民活動課長， 地域まちづくり課長
福祉保険部	福祉保険課長， 指導監査課長， 国民健康保険課長， 介護保険課長， 障害福祉課長， 生活支援課長
子育て支援部	子育て支援課長
保健所	保健総務課長， 医務薬務課長， 健康推進課長， 保健指導課長
環境部	環境総務課長， 旭川市クリーンセンター所長
経済部	経済総務課長， 経済交流課長
観光スポーツ交流部	スポーツ課長
農政部	農政課長
建築部	建築総務課長， 市営住宅課長， 建築指導課長
土木部	土木総務課長， 公園みどり課長， 旭川市土木事業所長
消防本部	総務課長， 市民安心課長
学校教育部	教育政策課長
社会教育部	社会教育課長， 文化振興課長， 公民館事業課長， 旭川市中央図書館長
上下水道部	総務課長
市立旭川病院	地域医療連携課長， 経営管理課長， 医事課長

○第8期計画策定に係る旭川市地域包括ケアシステム庁内推進委員会の開催状況

	開催年月日	議 題
1	令和2年9月28日 ～10月15日 (書面開催)	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画進捗状況について ・第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための調査結果について ・第7期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の総括について <p>照会事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案及び施策体系について
2	令和2年11月27日 ～12月17日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について

資料4 旭川市介護保険事業費用の推移

(単位：千円)

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
居宅サービス費用計	13,788,649	27,313,713	25,786,353	33,950,629	44,561,391	48,805,027
訪問介護	3,685,252	7,347,718	7,711,915	11,143,185	18,053,761	22,123,041
訪問入浴介護	234,275	237,176	263,958	302,649	302,544	274,886
訪問看護	942,828	955,643	927,981	946,632	1,097,484	1,317,392
訪問リハビリテーション	50,441	38,338	133,615	281,881	506,368	643,120
通所介護	2,093,470	4,962,138	6,087,110	7,586,892	8,781,564	7,514,017
通所リハビリテーション	3,399,262	3,526,045	3,538,915	3,709,630	3,326,727	2,855,698
福祉用具貸与	330,552	882,534	1,004,264	1,396,090	1,957,995	2,443,833
居宅療養管理指導	89,028	115,823	113,653	213,048	273,621	411,353
短期入所生活介護	479,975	836,950	910,364	1,242,586	1,468,813	1,320,729
短期入所療養介護（老健）	180,467	398,432	288,343	205,271	138,275	137,492
短期入所療養介護（医療）	97,879	141,176	128,847	97,494	58,401	17,980
認知症対応型共同生活介護	649,117	4,954,997	254,657			
特定施設入所者生活介護	0	239,262	1,387,656	2,954,168	4,064,418	4,592,842
特定福祉用具販売	68,319	87,800	75,447	99,948	94,561	111,316
住宅改修	238,456	329,912	293,308	336,647	322,828	359,877
介護予防・居宅介護支援	1,249,328	2,259,768	2,666,320	3,434,508	4,114,031	4,681,451
施設サービス費用計	25,587,557	27,578,188	22,820,032	22,794,895	22,953,785	22,341,080
介護老人福祉施設	7,373,974	8,471,311	7,097,209	7,825,768	8,998,780	9,734,113
介護老人保健施設	8,678,275	9,619,507	9,124,471	9,511,500	9,097,096	8,808,946
介護療養型医療施設	9,535,308	9,487,370	6,598,352	5,457,627	4,857,909	3,798,021
介護医療院						
地域密着型サービス費用計			11,951,387	13,518,290	14,278,808	15,938,253
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			0	0	6,488	80,959
夜間対応型訪問介護			0	4,615	21,573	29,622
認知症対応型通所介護			846,492	744,247	681,143	625,326
小規模多機能型居宅介護			266,604	1,239,586	1,525,896	1,480,144
認知症対応型共同生活介護			10,838,291	11,529,842	11,648,875	11,284,003
地域密着型特定施設入居者生活介護			0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護			0	0	394,833	869,556
看護小規模多機能型居宅介護			0	0	0	0
地域密着型通所介護						1,568,643
その他費用計	408,523	911,567	3,454,905	4,099,966	4,882,310	5,154,931
特定入所者介護サービス費	0	264,066	2,007,297	2,216,185	2,591,653	2,548,714
高額介護サービス費	349,658	574,020	1,374,373	1,631,245	1,929,883	2,190,476
高額医療合算介護サービス費	0	0	0	169,797	268,921	326,413
審査支払手数料	58,865	73,481	73,235	82,739	91,853	89,328
介護保険給付費計	39,784,729	55,803,468	64,012,677	74,363,780	86,676,294	92,239,291
地域支援事業費用計			1,134,278	1,361,659	1,495,793	3,233,116
介護予防・日常生活支援総合事業 ※			339,942	412,106	321,699	1,520,346
包括的支援事業・任意事業			794,336	949,553	1,174,094	1,712,770
合計	39,784,729	55,803,468	65,146,955	75,725,439	88,172,087	95,472,407

※平成28年度までは介護予防事業

(単位：千円)

	第7期 (R.21.2見込み)	第8期 (見込み)	【参考】 令和7年	【参考】 令和22年
居宅サービス費用計	50,246,631	56,946,229	20,223,699	24,931,398
訪問介護	24,425,619	28,017,582	9,779,869	12,289,850
訪問入浴介護	282,503	275,451	95,610	121,166
訪問看護	1,473,099	1,595,156	560,454	684,580
訪問リハビリテーション	702,561	674,163	237,368	289,116
通所介護	5,221,465	5,459,757	1,930,930	2,352,837
通所リハビリテーション	2,736,371	2,530,807	894,168	1,076,291
福祉用具貸与	2,758,055	3,055,365	1,073,346	1,319,634
居宅療養管理指導	584,935	639,999	224,902	277,562
短期入所生活介護	1,308,454	1,466,174	535,064	709,081
短期入所療養介護（老健）	116,120	132,781	46,374	58,555
短期入所療養介護（医療）	7,443	11,925	2,472	2,472
認知症対応型共同生活介護				
特定施設入所者生活介護	5,122,549	6,871,947	2,634,266	3,077,190
特定福祉用具販売	123,728	135,207	47,767	55,703
住宅改修	365,195	526,808	200,333	233,010
介護予防・居宅介護支援	5,018,534	5,553,107	1,960,776	2,384,351
施設サービス費用計	22,593,597	24,166,479	8,836,350	10,103,668
介護老人福祉施設	10,526,200	11,710,908	4,181,731	4,410,383
介護老人保健施設	9,104,543	9,272,881	3,527,732	4,425,684
介護療養型医療施設	1,941,540	1,264,257		
介護医療院	1,021,314	1,918,433	1,126,887	1,267,601
地域密着型サービス費用計	18,029,730	19,832,644	6,957,249	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	396,275	642,638	227,665	283,861
夜間対応型訪問介護	45,749	64,690	22,929	28,581
認知症対応型通所介護	531,064	620,870	218,322	271,717
小規模多機能型居宅介護	1,497,393	1,433,384	506,359	615,823
認知症対応型共同生活介護	11,654,324	12,827,000	4,502,528	4,747,665
地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	955,416	1,001,556	333,914	333,914
看護小規模多機能型居宅介護	797	0	0	0
地域密着型通所介護	2,948,712	3,242,506	1,145,532	1,399,213
その他費用計	5,185,223	4,820,783	1,692,064	2,003,154
特定入所者介護サービス費	2,302,542	1,911,571	656,735	777,477
高額介護サービス費	2,422,057	2,444,391	869,629	1,029,513
高額医療合算介護サービス費	373,131	373,278	133,067	157,531
審査支払手数料	87,493	91,543	32,633	38,633
介護保険給付費計	96,055,181	105,766,135	37,709,362	37,038,220
地域支援事業費計	6,357,881	6,928,390	2,429,124	2,603,063
介護予防・日常生活支援 総合事業	4,296,540	4,735,743	1,676,485	1,867,134
包括的支援事業・任意事業	2,061,341	2,192,647	752,639	735,929
合計	102,413,062	112,694,525	40,138,486	39,641,283

資料5 介護保険料の推移

	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)
月額(円)	3,117	3,650	4,309	4,650	5,679

	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R2)	第8期 (R3～R5)	...	第9期見込 (R6～R8)	...	第14期見込 (R21～R23)
月額(円)	5,835	6,190	6,190		6,795		8,303

資料6 その他の推計

・認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）

	H30年度	R1年度		R3年度	R4年度	R5年度		R7年度		R22年度
認知症高齢者(人)	9,221	9,354	⇒	10,306	10,690	11,058	⇒	11,530	⇒	16,979
認定者に占める割合	40.6%	40.7%		42.9%	43.2%	43.5%		43.5%		53.9%
高齢者に占める割合	8.3%	8.4%		9.1%	9.4%	9.7%		10.1%		15.2%
認定者数(人)	22,700	22,993		24,017	24,735	25,424		26,481		31,507
高齢者人口(人)	111,112	112,016		113,563	114,022	114,097		114,180		111,645

※H30年度及びR1年度は実績。R3年度以降は推計。

※認知症高齢者とは、要介護等認定者のうち日常生活自立度Ⅱ以上の方。

・世帯数

	H22年	H27年		R3年	R4年	R5年		R7年		R22年
総世帯数	153,986	155,218	⇒	161,687	162,810	163,941	⇒	166,227	⇒	183,143
高齢者夫婦のみ世帯の 数・割合	17,519 (11.4%)	20,047 (12.9%)		25,254 (15.6%)	25,957 (15.9%)	25,621 (15.6%)		26,610 (16.0%)		22,855 (12.5%)
一人暮らし高齢者世帯 の数・割合	18,053 (11.7%)	22,400 (14.4%)		41,817 (25.9%)	42,982 (26.4%)	44,179 (26.9%)		50,683 (30.5%)		74,450 (40.7%)
高齢者夫婦のみ世帯＋ 一人暮らし高齢者世帯の 数・割合	35,572 (23.1%)	42,447 (27.3%)		67,071 (41.5%)	68,939 (42.3%)	69,800 (42.6%)		77,293 (46.5%)		97,305 (53.1%)

※H22年及びH27年は国勢調査の実績(10月1日時点)。R3年以降は推計。

・日常生活圏域ごとの人口推計

		R2年	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
旭川市	高齢者人口(人)	112,748	113,563	114,022	114,097	114,180	111,645
	総人口(人)	331,951	330,549	327,647	324,654	318,419	264,461
	高齢化率	34.0%	34.4%	34.8%	35.1%	35.9%	42.2%
中央	高齢者人口(人)	10,127	10,200	10,241	10,248	10,256	10,028
	総人口(人)	27,761	27,644	27,401	27,151	26,629	22,117
	高齢化率	36.5%	36.9%	37.4%	37.7%	38.5%	45.3%
豊岡	高齢者人口(人)	8,070	8,130	8,163	8,168	8,174	7,992
	総人口(人)	24,372	24,269	24,056	23,836	23,378	19,417
	高齢化率	33.1%	33.5%	33.9%	34.3%	35.0%	41.2%
東旭川・千代田	高齢者人口(人)	9,472	9,530	9,569	9,575	9,582	9,369
	総人口(人)	28,510	28,390	28,140	27,883	27,348	22,714
	高齢化率	33.2%	33.6%	34.0%	34.3%	35.0%	41.2%
東光	高齢者人口(人)	11,494	11,556	11,603	11,611	11,619	11,361
	総人口(人)	34,391	34,246	33,945	33,635	32,989	27,399
	高齢化率	33.4%	33.7%	34.2%	34.5%	35.2%	41.5%
新旭川・永山南	高齢者人口(人)	10,212	10,282	10,324	10,330	10,338	10,108
	総人口(人)	33,241	33,101	32,810	32,510	31,886	26,483
	高齢化率	30.7%	31.1%	31.5%	31.8%	32.4%	38.2%
永山	高齢者人口(人)	6,597	6,669	6,696	6,701	6,706	6,557
	総人口(人)	21,148	21,059	20,874	20,683	20,286	16,848
	高齢化率	31.2%	31.7%	32.1%	32.4%	33.1%	38.9%
末広・東鷹栖	高齢者人口(人)	11,852	11,947	11,996	12,004	12,012	11,746
	総人口(人)	33,081	32,941	32,652	32,354	31,732	26,355
	高齢化率	35.8%	36.3%	36.7%	37.1%	37.9%	44.6%
春光・春光台	高齢者人口(人)	9,358	9,385	9,423	9,429	9,436	9,226
	総人口(人)	28,903	28,781	28,528	28,268	27,725	23,027
	高齢化率	32.4%	32.6%	33.0%	33.4%	34.0%	40.1%
北星・旭星	高齢者人口(人)	10,234	10,373	10,415	10,422	10,429	10,198
	総人口(人)	30,729	30,599	30,331	30,054	29,476	24,481
	高齢化率	33.3%	33.9%	34.3%	34.7%	35.4%	41.7%
神居・江丹別	高齢者人口(人)	11,956	12,028	12,077	12,085	12,094	11,825
	総人口(人)	30,911	30,780	30,510	30,232	29,651	24,626
	高齢化率	38.7%	39.1%	39.6%	40.0%	40.8%	48.0%
神楽・西神楽	高齢者人口(人)	13,376	13,461	13,516	13,525	13,534	13,234
	総人口(人)	38,904	38,740	38,400	38,049	37,318	30,994
	高齢化率	34.4%	34.7%	35.2%	35.5%	36.3%	42.7%

※R2年は住民基本台帳の実績(10月1日時点)。R3年以降は推計。

用語解説

用語	説明
英数字	
8020 運動	歯や口腔の健康づくりを図るため「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とう」という国民運動のこと。高齢社会における健康対策として、日本が世界に先駆けて独自に提案した施策。
PT・OT・ST	PT(理学療法士)は、基本的な身体能力の回復や改善に向けた動作訓練などを指導する専門職。OT(作業療法士)は、身体能力に応じて今後生活していくための問題を評価し、様々な活動による訓練を指導する専門職。ST(言語聴覚療法士)は、読み書きや会話などのコミュニケーションに関する課題や嚥下障がいのある方に対し、評価・訓練・援助を行う専門職。
あ 行	
一般介護予防	要支援者等も参加できる市民運営の通いの場の充実等、全ての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等。
か 行	
介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たに創設された介護保険施設。
介護給付	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が行う地域密着型サービスなどがある。
介護保険サービス	介護保険制度では、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいう。
介護支援専門員	ケアマネジャーともいう。ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。
介護者	要支援・要介護認定者を介護する人。
介護予防	要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うもの。
介護予防支援	要支援1・2の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケアプラン(介護予防サービス計画)の作成、サービス事業所等との連絡調整などを行う。
介護予防・日常生活支援総合事業	利用者の状態を踏まえ、介護予防、生活支援(配食・見守り等)、社会参加も含めた多様なサービスを提供する事業。

用語	説明
介護療養型医療施設	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な要介護認定者のために、介護職員が手厚く配置された医療機関(施設)。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。令和5年度末(2023年度末)に廃止予定。
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護認定者のための施設。入所により、食事・入浴・排せつなどの介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援などが受けられる。介護保険法では、介護老人福祉施設、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれている。
介護老人保健施設(老人保健施設)	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状態に合わせたケアプラン(施設サービス計画)に基づき、医学的管理の下で、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができる。
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスの一つで、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービス。家庭的な環境の下に行う、通い・訪問・宿泊のサービスを提供する。※旧名称「複合型サービス」。
居宅介護支援	要介護1～5の認定者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケアプラン(居宅サービス計画)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整などを行う。
居宅介護支援事業所	介護支援専門員(ケアマネジャー)が常駐し、要介護者や家族の依頼を受けて、要介護者の心身の状況、環境、希望等を考慮してケアプラン(居宅サービス計画)の作成やその他の介護に関する相談を行う。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が在宅で介護を受ける人の家庭を訪問し、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。
ケアプラン	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘察し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置付けられている機能。
ケアマネジャー	「介護支援専門員」参照。
軽費老人ホーム	高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。A型、B型、ケアハウスの3種類がある。原則として60歳以上の人が対象。A型は、高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって家族による援助が困難な人。B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人。ケアハウスは、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。
権利擁護	自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者等に対し、権利侵害の予防や対応を行うなど、人権・権利を護ること。
後期高齢者	75歳以上の高齢者

用語	説明
コーホート	<p>同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のこと。人口推計に用いる方法に「コーホート変化率法」や「コーホート要因法」がある。</p> <p>「コーホート変化率法」は、過去の実績人口の動向から変化率を求め、それを基に行う人口推計手法。比較的近い将来の人口を推計する場合で、変化率の算出基礎とする期間及び近い将来において特殊な人口変動がない場合に用いられる。</p> <p>「コーホート要因法」は、過去の実績人口の動向から求められる変化率を、自然増減及び純移動という2つの要因に分けて将来値を仮定し、それを基に行う人口推計手法。長期にわたる人口を推計する場合や、将来値の算出基礎とする期間及び近い将来において特殊な人口変動があるとみられる場合に用いられる。</p>
高齢化率	高齢者の人口比率。65歳以上の人口を総人口で除した比率のこと。
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。
さ 行	
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。
社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
住宅改修	在宅生活継続のための、手すり取り付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取替え等といった住宅の改修。
縦覧点検	利用者や患者のレセプトを、事業所単位で複数月にわたって照合確認すること。
小規模多機能型居宅介護	利用者の在宅又は利用者が通うサービス拠点における短期間宿泊、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援などや機能訓練等を提供するサービス。
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。
成年後見制度	認知症等により判断能力が不十分であるために、法律行為における意思決定が不十分又は困難なものについて、その判断能力を補い、保護・支援する制度。
前期高齢者	65歳以上 75歳未満の高齢者
た 行	
第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の市民。
第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期(昭和22年から昭和24年頃)に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。2025年(令和7年)には、全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。

用語	説明
短期入所生活介護(ショートステイ)	一時的に居宅での生活が困難になった場合に、特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して受ける、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス。
短期入所療養介護(ショートケア)	一時的に居宅での生活が困難になった場合に、介護老人保健施設、介護療養型医療施設で短期間入所して受ける、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援等のサービス。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、市民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を行う会議。国の手引きによれば、機能に応じて「地域ケア個別会議」と「地域ケア推進会議」の2種類に分類されている。 「地域ケア個別会議」は個別の事例の解決に向けた検討を行う会議、「地域ケア推進会議」は個別の事例検討から抽出された地域課題に対する施策の検討を行う会議。
地域支援事業	介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」及び「任意事業」からなる。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等を一体的に受けられる支援体制。
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。 本市においては、独自に精神保健福祉士を配置している。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設(定員 29 名以下の特別養護老人ホーム)に入所している利用者を対象として、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスや機能訓練、療養上のサービス。
地域密着型サービス	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、当該市町村の住民のみ利用できるサービス。(サービスの種類は、P.127 参照)
地域密着型通所介護	通所介護事業所などで提供される、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練などを提供するサービス(ただし、利用定員が 19 名未満のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除く。)
通所介護(デイサービス)	在宅生活の高齢者が、デイサービスセンターに通うことで受けられる、食事、入浴、レクリエーションや機能訓練などのサービス。
通所リハビリテーション(デイケア)	在宅生活の高齢者が、医療機関や介護老人保健施設に通うことで受けられる、リハビリテーション。心身の機能に低下がみられる人が対象となる。

用語	説明
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら提供する、短時間の定期巡回型訪問と随時の訪問サービス。
特定健康診査	40歳以上75歳未満の人に対してメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している要介護認定を受けた利用者に対して提供される、食事・入浴・排せつ等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送る上で必要となる支援等のサービス。
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられる等、貸与にはなじまないもの(これを「特定福祉用具」という)を販売するサービス。該当用具:腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分。
特定保健指導	特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した人に対して、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスを行う保健指導。
な 行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、人口や社会的条件などを勘案した社会基盤の単位となるエリアで市町村内に設定される生活圏域。
任意事業	事業の内容及び種類を市町村の任意により行う事業。
認知症	認知機能が、後天的な脳の障がいによって持続性に低下し、日常生活や社会生活に支障を来すようになった状態。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行うため、認知症サポーター養成講座を受けた人。
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象とし、入浴や食事の提供その他の日常生活上の支援や機能訓練を行う、通いサービス。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。
認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合。
は 行	
バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等全ての障壁(バリア)を除去する必要があるという考え方。
福祉用具貸与	高齢者の身体機能の変化に対応するため、福祉用具指定を受けた用具の貸与サービス。車いす、特殊寝台、手すり、スロープ等。
包括的支援事業	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等。
訪問介護(ホームヘルプ)	訪問介護員(ホームヘルパー)が訪問して提供する、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活の援助サービス。
訪問看護	在宅生活の高齢者に看護師等が訪問して提供する、主治医の指示に基づいた、病状の確認や医療処置。

用語	説明
訪問入浴介護	在宅生活の高齢者が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に提供される、巡回入浴車による入浴及び入浴介助サービス。
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等の専門職が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーション。
保険給付費	介護保険サービスの総費用から、利用者負担により賄われる部分を除いた、介護保険で賄う費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。
保健福祉事業	第1号被保険者の保険料を財源として、要介護被保険者を介護する者の支援等を行う事業。
保険料基準額 (月額)	事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第1号被保険者保険料で賄うべき費用(保険料収納必要額)を、補正第1号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、更に12か月で除したものの。
ま 行	
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題(生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般)についての相談を受ける人。児童委員との兼務で「民生委員・児童委員」として活動している。
や 行	
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時サービスを組み合わせた訪問サービス。
有料老人ホーム	住まいの提供とともに、食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設。
要介護等認定	要支援1・2、要介護1～5の7段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。
養護老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由で、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設。 特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではなく、行政による措置施設であり、入所の申込みは施設ではなく市町村に行う。
予防給付	要支援状態と認定された被保険者に提供される介護予防サービス、介護予防に関わる費用の支給のこと。2段階の給付区分があり、介護予防訪問入浴・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防訪問看護などの介護予防サービスや、市町村が行う地域密着型介護予防サービスなどがある。
ら 行	
レスパイト	介護者の日々の疲れ、冠婚葬祭、旅行などの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合に、期間を設けた施設や病院等への受入れを行い、介護者の負担軽減を行うこと。